

本庄宿戸谷家の柳河藩立花家への大名貸

大橋 毅 顕

はじめに

武蔵国本庄（埼玉県本庄市）に居を構えた戸谷家（中屋）は、享保一八年（一七三三）に本庄宿新田町で小間物屋を開き、代々半兵衛を名乗った家である。戸谷家は、宝暦一三年（一七六三）には江戸室町（東京都中央区日本橋）に出店を設け、天明四年（一七八四）には、呉服・小間物・太物・荒物を商い、質屋も行っていた。また、戸谷家の当主は、災害や飢饉に際して救済活動や、自費で橋の架け替えを行うなど数々の功績により名字帯刀を許され、宿役人も勤めた。本稿では、戸谷家の柳河藩立花家への大名貸を分析する。その上で、立花家への資金調達に着目する。

戸谷家については、島崎隆夫⁽¹⁾や兼子順⁽²⁾の研究が挙げられる。島崎は戸谷家の家訓から商人意識について分析をしている。兼子は戸谷家の経営分析および江戸進出した出店島屋の御用について詳細に分析をしている。また、戸谷家の概要については『本庄市史』⁽³⁾、『新編埼玉県史』⁽⁴⁾、『戸谷家文書目録』⁽⁵⁾などにも説明されている。近年の藩財政や大名貸の研究は、伊藤昭弘⁽⁶⁾や高槻泰郎⁽⁷⁾をはじめ、藩財政と上方銀主および大坂市場の関係を論じる研究⁽⁸⁾や、藩領内の御用商人や中間層が藩財政へ関与する研究も見られる⁽⁹⁾。また、高山

慶子は江戸町名主が宇都宮藩戸田家へ金融を行っていることを明らかにした⁽¹⁰⁾。小林延人は、錢屋佐兵衛をはじめ中小両替商による大名貸⁽¹¹⁾について分析をしており、研究の蓄積が図られている。

本稿の課題としては、以下の三点を挙げておきたい。それは、①文化・文政期の立花家への貸付を押さえること、②戸谷家と立花家の借りに関する交渉を明らかにすること、③天保期の借財整理から明治初年の藩債整理までの返済状況をつかむこと、である。

なお、当該期の戸谷家は、三代目の光寿の時代である。寛政一二年（一八〇〇）には江戸両替商の播磨屋新右衛門（中井家）の「万出入日記」の口座に「中屋半兵衛殿八〇〇両かり」とあり、貸付を行っていた⁽¹²⁾。文化二年（一八〇五）には、江戸神田橋御門外三河町に出店を設け、両替商を営むようになった。この店は神田橋店と呼ばれ、光寿の甥の半次郎を島屋吉兵衛と名乗らせ相続させた。島屋吉兵衛は、文化四年に大坂の本両替炭屋安兵衛から為替金銀の取引を請け負うようになる。また、御用金掛屋を勤める代官所も伊奈友之助ほか七代官となつている。文政二年（一八一九）には勘定所で新吹金引替御用を、翌三年には新吹銀引替御用も拝命した⁽¹³⁾。

一、柳河藩立花家の財政状況

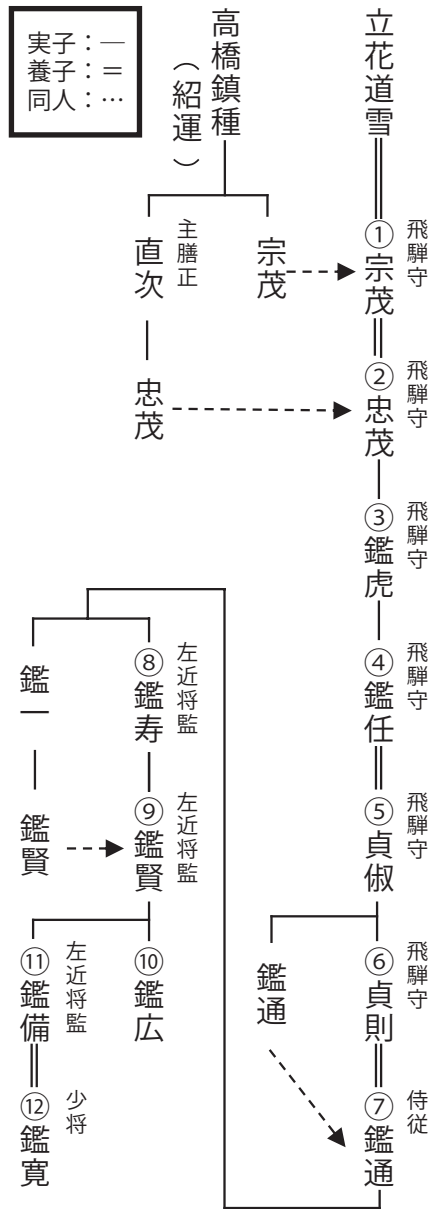
(1) 立花家の概要

外様大名立花家は、立花宗茂が豊臣秀吉の九州平定ののち、天正一五年（一五八七）に筑後国柳河（福岡県柳川市）に入った⁽¹⁴⁾。太閤検地後の石高は一三万二〇〇〇石であった。立花宗茂は関ヶ原の戦いで西軍に与したため改易され、慶長五年（一六〇〇）に三河国岡崎（愛知県岡崎市）から田中吉政が筑後一国三二万石で入封した。しかし、元和六年（一六二〇）に次代の田中忠政が継嗣のないまま没したことを理由に改易となった。その後、柳河には陸奥国棚倉（福島県棚倉町）で再び一万石の大名に取り立てられていた立花宗茂が一〇万九六〇〇石で再入封した⁽¹⁵⁾。領地は、山門郡と下妻・上妻・三瀨・三池各郡の

一部で、以降は外様・城持の大名として明治維新まで続いた。柳河藩の経済政策としては、元禄時代より干拓地開発が進められた。また、藩では元禄元年（一六八八）に銀札を発行した。その後、中絶と再発行を繰り返して、天明・寛政・文化・天保・嘉永・万延年間に藩札（銀札・米札）を発行しており、藩札の発展がみられた⁽¹⁶⁾。

本稿で主に取り扱うのは、八代以降の立花鑑寿・鑑賢・鑑広・鑑備・鑑寛である（図1参照）。文政七年（一八二四）に九代立花鑑賢は藩校伝習館を開いた⁽¹⁷⁾。安政三年（一八五六）には、立花彦岐親雄の家老就任により、藩政改革が進められた⁽¹⁸⁾。改革の内容は、物産会所を設立し、藩札を十両余ほど発行して領内の物産を買取り、長崎などで販売して金銀を得た。幕末には瀬戸内の製塩用として三池地方の石炭産業も盛んとなった。

図1 立花家系図



(注) 『新訂寛政重修諸家譜』第2巻(統群書類従完成会、1964年) 『藩史大事典』第7巻、九州編(雄山閣、1988年)より作成。

なお、系図で宗茂の弟直次の家系は筑後国三池藩主（福岡県大牟田市）となった。関ヶ原の戦いで兄宗茂とともに改易されたが、常陸国柿岡（茨城県石岡市）で旗本に取り立てられ、元和七年に三池藩に再入封した。三池藩立花家は外様大名であるものの、寛政五年（一七九三）に立花種周が若年寄となり、寛政の改革に参画した。

表1 立花家当主一覧

当主		生没年				藩主就任・退任日			
1	立花宗茂 (むねしげ)	永禄12	(1569)	8	3	元和6	(1620)	11	27
		寛永19	(1642)	11	25	寛永14	(1637)	4	3
2	立花忠茂 (ただしげ)	慶長17	(1612)	7	7	寛永14	(1637)	4	13
		延宝3	(1675)	9	19	寛文4	(1664)	⑤	7
3	立花鑑虎 (あきとら)	正保2	(1645)	11	15	寛文4	(1664)	⑤	7
		元禄15	(1702)	6	23	元禄9	(1696)	7	4
4	立花鑑任 (あきとう)	天和3	(1683)	1	7	元禄9	(1696)	7	4
		享保6	(1721)	5	13	享保6	(1721)	5	13
5	立花貞俣 (さだよし)	元禄11	(1698)	6	23	享保6	(1721)	7	9
		延享1	(1744)	5	25	延享1	(1744)	5	25
6	立花貞則 (さだのり)	享保10	(1725)	5	12	延享1	(1744)	7	13
		延享3	(1746)	7	17	延享3	(1746)	7	17
7	立花鑑通 (あきなお)	享保14	(1729)	12	2	延享3	(1746)	10	10
		寛政9	(1797)	12	9	寛政9	(1797)	⑦	22
8	立花鑑寿 (あきひさ)	明和6	(1769)	3	25	寛政9	(1797)	⑦	22
		文政3	(1820)	4	29	文政3	(1820)	4	29
9	立花鑑賢 (あきかた)	寛政1	(1789)	7	8	文政3	(1820)	6	19
		天保1	(1830)	4	11	天保1	(1830)	4	11
10	立花鑑広 (あきひろ)	文政6	(1823)	8	21	天保1	(1830)	8	19
		天保4	(1833)	2	19	天保4	(1833)	2	19
11	立花鑑備 (あきのぶ)	文政10	(1827)	8	21	天保4	(1833)	7	11
		弘化3	(1846)	3	24	弘化3	(1846)	3	24
12	立花鑑寛 (あきひろ)	文政12	(1829)	6	23	弘化3	(1846)	6	22
		明治42	(1909)	1	24	明治4	(1871)	7	14

(注) 『新訂寛政重修諸家譜』第2巻（続群書類従完成会、1964年）、
『藩史大事典』第7巻九州編（雄山閣、1988年）より作成。
丸囲みの月は閏月を示す。

(2) 近世初期の財政状況
柳河藩は近世初期より藩財政の窮乏に陥っていたことが指摘されている。立花宗茂は、関ヶ原の戦い後に浪人として上方に滞在する間、京都商人の富士谷家と関係を持った。富士谷は近世を通じて様々な御用や資金調達を行っていた⁽¹⁹⁾。このように、京都は年貢米の販売や必需品の購入、商人からの借金などの機能を果たしており、これを担

ていたのが呉服所と呼ばれる御用商人であった⁽²⁰⁾。富士谷の他にも、大坂の住吉屋や立花道雪の豊後時代から大坂の御用を勤めていた鍋屋などが知られる⁽²¹⁾。寛永期には、藩財政の歳出入の不足、江戸・大坂の公儀普請、家臣の借銀などが嵩み、幕府より五万両拝借して借銀返済に充てている⁽²²⁾。柳河藩は、明暦・万治期に、鍋屋・車屋・安田屋などを大坂蔵屋敷の蔵元に任命し、年貢米販売組織の整備を通じて、全国市場への連携を深めた⁽²³⁾。また、柳河藩は大坂の他に

長崎に蔵屋敷を置いて、長崎商人を御用達商人として出入させていた⁽²⁴⁾。柳河藩の長崎御用達商人は、元禄二年（一六八九）には西浜町（長崎市）の田木新十郎、宝永元年（一七〇四）には、万屋町（長崎市）の甲木九左衛門、寛政一年（一七九九）から文政三年（一八二〇）には浦五島町（長崎市）の甲木勘平が勤めていた⁽²⁵⁾。
また、享保一三年（一七二八）に三井高房が著した「町人考見録」には、京都の三宅五郎兵衛が立花家の出入商人として記述がある。

【史料1】⁽²⁶⁾

立花家へは久敷出入の町人にて、関ヶ原御陣の節、立花の大坂方にて、彼軍敗れて、暫三宅が方にかくし置、帰国の後、立花家の重宝千とせの硯箱を給ふ。（中略）扱宗也、身上は皆々立花家へ借とられ、二十人扶持給ふといへども、其身は中風わづらひ、殊に悴娘は有之、借銀にせがまれ、家財はとくになく致し、其上古き家の手代、年老病人同前、

旁其日もくらしがたく、それ故娘は尼にいたし、北野真盛寺へ遣し置、彼手代も見すてがたく、是非なく少の扶持方をわけ、其身は京に住がたく、はるゝ筑紫へ悴同道にて下り、柳川に借銀の願やら、又京もくらしがたき故、いつまでも彼地に滞留して、立花どのの養をうけに罷越居申候

史料1によれば、三宅五郎兵衛（宗因）は立花家が関ヶ原の戦いに負けた後にしばらく匿っていた。五郎兵衛は、立花家が柳河藩に復帰した後、重宝の千歳の硯箱を賜った。次の宗也の代になると、立花家に財産を全部貸し取られてしまい、二十人扶持をもらつたが自身は痛風を患つたこと、息子・娘はいたが借金に追い立てられ、家財を無くした。京都には住みにくく、柳河へ行き、立花家の世話を受けた。

続いて、宗也の従兄弟にあたる京都の家原自元について記述を見ていく。

【史料2】⁽²⁷⁾

殊に立花飛騨守殿へ前々取替滞居申候を、自元起し出し、大坂町人共に相仕に成、此仕送りを致し候所、初年は究のごとく少々、春は屋敷より請込に相見へ候へども、其次の年より段々江戸不時の御物入ども打続、引に不引、五年の内にも四五貫目滞、身上さしつかへ申候

史料2によれば、家原自元は、立花家の以前から焦げ付いた分を手掛け、大坂町人と共同で出資し仕送りをした。最初の年は約束通り少額の返済があり、春は米で支払われたが、次の年から次第に江戸の臨

時出費が重なり返済がされなかった。そのため、家原は立花家から手を引くに引けず、五年の間に銀四、五百貫目が焦げ付いてしまい、逼塞してしまった。

この他にも吉野家惣左衛門の項目には、「式千貫目ほど細川どのに、三千貫目筑前黒田どの、九百貫目ほど柳川立花どの、其外九州の大名方、又は御家中までも取替置」とある。立花家は江戸初期には、上方商人から借銀をしていたことが分かる。江戸初期の京都については、年貢米の販売や必需品の購入、商人からの借金などの機能を果たしていたことが指摘されている⁽²⁸⁾。また、「町人考見録」に記載されている商人四八人の中で、大名貸でつづれた商人は三二人で一番多い⁽²⁹⁾。貸出先は黒田家・細川家・島津家をはじめ西国大名が多い。

二、文化・文政期の貸付状況

(1) 戸谷家の貸付先

戸谷家の江戸出店である島屋吉兵衛は、文化末年から天保年間にかけて大名貸を行っている。表2は、戸谷家（島屋）の貸付先一覧である。貸付先は二四か所で、全体の貸付額を見ると金一一万両余となっている。個別の貸付額では、富山藩前田家・柳河藩立花家・小城藩鍋島家の三家が多く、全体の八七・七%にも上っている。その次に貸付額が多いのは西尾藩松平家で、文政五年に松平乗寛が老中に就任している。浜松藩水野家は文政一年に水野忠邦が西丸老中に就任しており、相良藩田沼家は田沼意正が文政八年に若年寄から側用人に就任している。旗本については、柑本兵五郎・大草太郎左衛門は幕府代官で、

表2 戸谷家（島屋）の貸付先一覧

	大名・旗本名	貸付金 (両)	国名	藩・役職名	石高	備考
1	前田出雲守	56,700	越中国	富山藩	100,000	前田利友
2	立花左近将監	22,500	筑後国	柳川藩	109,600	立花鑑賢
3	鍋島紀伊守	22,390	肥前国	小城藩	73,250	鍋島直堯
4	水野越前守	1,675	遠江国	浜松藩	60,000	老中水野忠邦
5	松平和泉守	1,000	三河国	西尾藩	60,000	老中松平乗寛
6	田沼玄蕃頭	640	遠江国	相良藩	10,000	側用人田沼意正
7	鳥居丹波守	400	下野国	壬生藩	30,000	鳥居忠威
8	前田大和守	300	上野国	七日市藩	10,014	大坂城番前田利和
9	板倉伊予守	200	上野国	安中藩	30,000	奏者番板倉勝明
10	松平宮内少輔	150	上野国	小幡藩	20,000	若年寄松平忠恵
11	小笠原伊予守	50	豊前国	小倉藩	150,000	小笠原忠固
12	高橋越前守	3,300	旗本	松前奉行など	300俵	高橋重賢
13	曾我豊後守	3,200	旗本	勘定奉行など	800	曾我助弼
14	柑本兵五郎	1,060	旗本	代官	100俵	柑本祐之
15	大草太郎左衛門	650	旗本	代官	100俵	大草政修
16	松平中務少輔	300	旗本	交代寄合	6,000	松平康盛
	松平三郎太郎	100				
17	板倉筑後守	200	旗本	甲府勤番支配 など	8,000	板倉勝昇
18	三宅長門守	100	旗本	堺奉行など	500	三宅康哉
19	比留間兵三郎	60	旗本	大坂蔵奉行	80俵	
20	岸本弥太郎	200	—	—	—	—
21	堀吉太郎	120	—	—	—	—
22	筒井	300	—	—	—	—
23	蒔田	250	—	—	—	—
24	曲淵甲斐守	—	旗本	勘定奉行など	2,000	曲淵景露
	貸付金合計額	115,845				

(注) 兼子順「関東における地方商人の江戸進一本庄宿中屋戸谷半兵衛家の経営実態とその展開—」(『埼玉県史研究』第27号、1992年)58頁の表をもとに改変。大名・旗本は、『寛政重修諸家譜』、『藩史大事典』全7巻(雄山閣、1988～1990年)、小川恭一編『寛政譜以降旗本家百科事典』全6巻(東洋書林、1997・1998年)、西沢淳男編『江戸幕府代官履歴辞典』(岩田書院、2001年)により確認。

高橋越前守重賢は松前奉行、比留間兵三郎は大坂蔵奉行、曾我豊後守助弼は勘定奉行である。

戸谷家では、外様大名および譜代大名と役職に就く旗本に貸し出しをしている。富山藩と七日市藩は加賀藩前田家の支藩、小城藩は佐賀藩鍋島家の支藩であり、本藩ではなく支藩への貸付は特徴である。上野国安中藩、七日市藩、小幡藩は参勤交代で中山道本庄宿を通行している点が共通している。

(2) 柳河藩立花家への貸付

戸谷家が大名貸を行うのは、立花家が最初である。

史料3は立花家が大和屋利右衛門から借用を行ったものである。なお、大和屋は大坂両替商で順慶町五丁目御堂筋(船場南部)に居を構えていた⁽³⁰⁾。

【史料3】

⁽³¹⁾

借用申金子之事

一金式千両也 文字小判也

右者左近将監勝手向就要用借用申所実正也、返済之儀者来寅三月廿日限利足金百両二付、一ヶ月壹両宛之積を以、差加元利急度返済可申候、勿論此金子之儀者外向其元御預り之由、何様之儀有之候共聊無遅滞返済可申候、為後日証文依如件

文化十四丑年十一月 立花左近将監内

勝手役 白井儀蔵 印

元々役 大林本五郎 印

同 服部六郎 印

大和屋

利右衛門殿

前書之通、相違無之候、以上

家老 立花織衛 印

中老 竹迫五郎兵衛 印

史料3は借用証文の写しである。文化一四年（一八一七）に立花左近将監鑑寿が財政事情により大和屋利右衛門より金二〇〇〇両を借用した。返済については、文化一五年三月二〇日に限り利息は金一〇〇両につき月一両を加えて、元利とも必ず返済することとした。この金は外向から当方で預かったものであるため、如何なる場合も遅滞なく返済することを取り決めている。

【史料4】⁽³²⁾

覚

一金貳千両証文壹通

但大和屋利右衛門名前

右証文金皆済ニ付証文御返却被成、慥ニ請取申候、已上

丑三月十九日

立花左近将監内

大迫吉次郎[㊦]

嶋屋

吉兵衛殿

史料4は、丑年三月一九日に立花家家臣の大迫吉次郎が証文一通を受け取ったことが書かれている。これは、文化一四年に立花家が大和屋利右衛門から借用した金二〇〇〇両の証文で、嶋屋からの資金調達により返済が終了したことを意味している。

【史料5】⁽³³⁾

差入申一札之事

一去ル辰年其御店江引請ニ相成候、金貳千七百五拾兩之内、金千五百両者去ル申十月中御渡被下、残金千貳百五拾両者富安九八郎様御差加金ニ付、此分別段証文御費候申置候、然ル所右富安様金子此度御対談相済御皆済被成候由ニ付、右証文御返可申候處、只今見当り兼候間、此段為御断書付差入申候、右証文後日ニ見当り申候共証拠ニ取用ひ申間敷候反古ニ致可申候、為後日仍而如件

文政九年戊四月

大和屋利右衛門[㊦]

嶋屋吉兵衛殿

史料5は、大和屋が嶋屋に出した証文である。大和屋は立花家の資金調達を引き受け、二七五〇両のうち一五〇〇両は申年（文政七）に返済があつた。残金一二五〇両は立花家家臣の富安九八郎に後から加えたものであり、別に証文を作成した。大和屋は富安と金銭貸借の相談をして完済してもらつた。大和屋は富安に証文を返却する必要があるが、見当たらないということであつた。そのため、書付を作成して、後日見つかった場合は反古にするようにと嶋屋へ宛てている。

【史料6】⁽³⁴⁾

差入申一札之事

一金千両 佐々木市正分

一金千弍百五拾両 大和屋利右衛門方江差加金

右者先年立花左近将監勝手向江用達置候分、去ル辰年十月其御店江御引請給り候処、此度対談相済、右二口共皆済請取申候、尤辰年以来諸差引之分勘定相立書付類元々江相戻申候、右二付向後一切申分無之候候令右之筋江相拘候書付類有之候共、相互反古致可申候、為後日書付差入申所、仍如件

文政九戌年十月 富安九八郎[㊦]

嶋屋吉兵衛殿

史料6は、立花家が佐々木市正（不詳）より金一〇〇〇両、大和屋利右衛門へ加えた金一二五〇両の二口を借用したものである。島屋は辰年（文政三）に立花家の借金を引き受けて、二口とも完済した。借金証文の書付などは島屋へ渡していたが、史料5の通り証文の返却が無かったため、見つかった後も反古にするように申し入れるとしている。立花家は佐々木市正や大和屋から借用をしているが、返済は島屋が引き受けていることが分かる。そのため、立花家は貸借関係の書付をその都度島屋へ渡していた。

史料7は文化一四年に立花家が五〇〇〇両を借用した内容である。

【史料7】⁽³⁵⁾

丸屋藤兵衛ら戻り証文之写

借用申金子之事

一金五千両者 但文字小判也

右者今度左近将監勝手向江就要用御無心申入、嶋屋吉兵衛引請二而借用申處実証也、返済之儀ハ当丑方来ル已迄五ヶ年之間、年々十二月廿日限、元金千両宛利足金百両二付、壹ヶ月壹両宛之積を以、差加急度返済可申候、尤引請人嶋屋吉兵衛方ら為相渡可申候、萬一吉兵衛故障之義も御座候ハ、屋鋪ら返済可申候、為後日証文、仍如件
文化十四丑十二月 立花左近将監内

勝手方兼帯 白井俵蔵

元々役 大林本五郎

同 服部六郎

奥平大膳大夫内

口入証人 岡地伝大夫

丸屋藤兵衛殿

前書之通相違無之候、已上

家老 立花織部

中老 竹迫五郎兵衛

史料7は、丸屋藤兵衛から戸谷家に戻された証文の写しである。丸屋は江戸木挽町（東京都中央区）の商人である⁽³⁶⁾。証文は文化一四年に立花家が丸屋へ借用を申し入れた内容である。立花家は金五〇〇〇両を丸屋から借用し、返済は島屋が引き受けている。返済については、五年間で、毎年一二月二〇日に元金一〇〇〇両ずつとしている。利息は金一〇〇両につき、月一両を丸屋へ返済することになった。万が一、

引請人の島屋吉兵衛方からの返済が差し支えた際には立花屋敷が返済をすることになっている。

口入証人の岡地伝大夫は奥平大膳大夫昌高⁽³⁷⁾の家臣である。奥平家は豊前国中津藩主で、それ以前は下野国宇都宮藩・丹後国宮津藩を治めていた。また、奥平昌能の娘が三池藩主立花主膳正種明の室に、奥平昌成が忍藩主阿部正喬の娘を、奥平昌鹿は阿部正允の娘を正室に迎えており、奥平家は、立花家や忍藩との関係が見られる。

【史料8】⁽³⁸⁾

覚

一金五千両之証文壹通

但、文化十四五年十二月丸屋藤兵衛名前

右之通慥ニ請取申候、以上

立花左近将監内

天保十亥年四月十四日

松吉茂左衛門[㊦]

嶋屋

文七殿

市右衛門殿

史料8は、天保一〇年（一八三九）に立花家家臣の松吉茂左衛門が証文一通を受け取ったことが書かれている。これは、文化一四年に丸屋藤兵衛から借用した金五〇〇〇両の証文で、無事返済が終了したことを意味している。

(2) 大坂蔵元三軒からの資金調達

戸谷家は立花家に大名貸をしていたが、大坂蔵元が返済を引き受けることもあった。

【史料9】⁽³⁹⁾

御借入金御返済方仕送金証文之事

一金貳万両也 但文字金

右書面之通此度 立花左近将監様江戸御屋敷御勝手向御入用ニ付貴殿に御借用罷成候所実正也、然上者御返済方我等とも三人引請居候、御運送毎年金壹万五千両宛御屋敷御月割之通、貴殿江為替取組仕向金之内ち壹ヶ年金貳千三百三拾両宛来ル巳年ち向未年迄拾五ヶ年之間年々七月千両、十二月千三百三拾両宛急度御渡し可申候、残壹万貳千六百七拾両年々御屋敷江御納可被成候、萬一向後違変之儀有之候ハ、此証文を以、如何様にも御懸合可被成候、為後証御蔵元御仕送為替金御渡証文仍而如件

文政三辰年八月

炭屋猶

代判 嘉三郎 印

天王寺屋五兵衛 印

茨木屋安五郎 印

嶋屋吉兵衛殿

史料9は、文政三年に立花家の借入金返済について、戸谷家と大坂蔵元との間で交わされた証文の写しである。借入金二万両は、立花家の江戸屋敷が入用のため、戸谷家より借用した。返済は炭屋・天王寺

屋・炭

木屋の三軒で引き受けている。運送金は毎年一万五〇〇〇両ずつ、屋敷の月割りの通り、戸谷家に為替を組んだ金のうちから一か年二三三〇両宛、巳年（文政四年）より未年まで一五か年の間、年々七月に一〇〇〇両、一二月に一三三〇両ずつ必ず渡すことにした。残りの一万二六七〇両は年々屋敷へ納めることにしている。続いて、翌九月に立花家から出された規定証文をみていく。

【史料10】⁽⁴⁰⁾

規定対談取極入置申一札之事

一大坂蔵元三軒より運送下金壹ヶ年二金壹万五千兩宛
一 国元下金壹ヶ年二金貳千五百兩宛、右二口合壹年金壹万七千五百兩宛来巳年方未年迄十五ヶ年之内毎年別紙証文之通、下金相渡可申候事

右者近年且那勝手向不手操二相成候二付、惣役人打歩仕方取極江戸屋鋪且那勝手向并一家中共二暮方壹ヶ年二金壹万兩限、前書下金指引金七千五百兩宛之過金毎年貴殿別紙出金証文元利之内江御引取可被成候、貴殿出金元利共御引取相済、且又諸方借財滞之分年賦二致候分可相済対談相違無之候、右二付前書之通且那并一家中江戸屋敷暮方金壹万兩ニ限相賄候儀相違無之候、万一臨時入用金出来候節茂貴殿ニ出金聊相願不申臨時金之分者国元方別段下金を以、無指支急度相賄可申候、右対談規定相違無之候為後日仍如件

文政三辰年九月

立花左近将監内

清田幸十郎[㊤]

大井吉源太[㊤]

島屋吉兵衛殿

前書之通相違無之候、已上

立花内膳[㊤]

小野勘解由[㊤]

吉弘貞之進[㊤]

史料10によれば、大坂蔵元三軒（炭屋・天王寺屋・炭木屋）より運送された金は一年に一万五〇〇〇両ずつである。国元よりの仕送り金は一年に二五〇〇両ずつ、右二口合計一万七五〇〇両ずつ、巳年（文政四）から未年まで一五か年の内、毎年別紙証文のとおり、仕送り金を渡すこととなっている。

近年立花家の財政が運転できなくなり、役人は差額の仕方を取り決め、江戸屋敷の殿様の財政ならびに家中ともに暮らし方は一か年に一万兩を限度とした。前書の仕送り金差引七五〇〇両ずつの過払金は毎年戸谷家へ別紙の出金証文の元利のうちへ引き取るようにした。戸谷家が出金した元利とも引き取り済みで、諸方の借財の滞納分で年賦にした分は返済すべく対談をして問題はなかった。立花家一統は江戸屋敷の生活は金一万兩を限度として生活をし、万一臨時の入用金が発生した際には、戸谷家に出金は少しもお願せず、臨時の分は国元より特別に仕送りを受けて、差し支えないように必ず賄うことにしている。なお、同様の規定証文は同月に出されている⁽⁴¹⁾。

市川寛明によれば、寛政三年（一七九二）の津山藩松平家（十万石）における江戸藩邸関係総経費は、三万五四九・七俵（金換算で九八

三六両）であったことを指摘している⁽⁴²⁾。ここで、立花家が島屋に提案している一万両という金額については妥当であると考ええる。

嶋屋吉兵衛殿

廣田清吉⁽⁴⁾

(3) 代官の預け金

立花家は商人からの大名貸だけではなく、代官を通して資金調達を受けていた。代官の資金貸付政策については、伊奈氏の公金貸付が有名である。寛政四年（一七九二）に関東郡代伊奈忠尊が失脚した後は馬喰町郡代屋敷貸付役所へ引き継がれたものと、諸代官の裁量で取り扱うものがあつた⁽⁴³⁾。史料11は川崎平右衛門の手代から島屋に出した証文である。なお、川崎平右衛門は幕府代官で川崎孝保（一五〇俵）は信濃国御影代官を勤めていた⁽⁴⁴⁾。

【史料11】⁽⁴⁵⁾

入置申一札之事

金六百両也

右者当役所方柳川家江兼而懇意ニ付、非常為用心金千三百両預ケ置候処、返済差滞候ニ付、貴店江申談候所、右金不残引受返済被致候ニ付、書面金六百両此度別段貴店江預ケ申候、右者前書柳川家滞金引受返済被致候訳を以、右之通取計候儀ニ付、当役相勤候内者右一条ニ付、聊不実無之様、対談致候所相違無之候、然上ハ上納之砌ニ相成候而も、別段手形差入借受ケ候者、格別右六百両之儀者居置可申候、為後日仍如件

文政三辰年十一月八日

川崎平右衛門手代

名和伴六⁽⁴⁶⁾

川崎平右衛門役所は立花家と以前から懇意にしており、非常時の用心のために一三〇〇両を預け置いていた。ところが、立花家から返済が滞つたため、島屋へ相談したところ、残らず引き受けて返済してもらうこととなった。川崎平右衛門役所は書面の六〇〇両を今度特別に島屋に預けた。これは、島屋が立花家の滞納金を引き受けて返済するという理由で、このように取り計らうものであり、役を勤めている間は、少しも不誠実がないよう対談した。そのため、上納の時期になつても、特に手形を差し入れて借り受けをすれば、六〇〇両はそのままにしておくということである。

竹内誠によれば、化政期には公金貸付を受ける大名・旗本は多く、天保期には大名の八六％が幕府から借金していることを指摘している⁽⁴⁶⁾。立花家も預け金という名目で代官から資金調達を受けており、当該期の幕府経済政策の一端をみる事ができる。

三、天保期以降の資金調達と返済状況

(1) 天保期の財政状況

柳河藩は長崎市場と関係を持つていたことは先述したが、天保期には、柳河藩は長崎商人の永見家から資金調達を受けていた。小山幸伸によれば、柳河藩は国産品として力を入れていた菜種油を長崎に廻送し、それを担保に永見家から大名貸を受けていたと指摘している⁽⁴⁷⁾。

また、藩士の三善庸礼が天保一三年（一八四二）に「御国家損益本論」をまとめ、仁政論と物産の国産化論を関連させている⁽⁴⁸⁾。

史料12は、大坂の炭屋安兵衛が島屋へ出した書状である。

【史料12】⁽⁴⁹⁾

一札之事

一立花左近将監様江先年貴殿に調達金壹万九千八百兩有之候所、御返
濟御約定御対談之上、右金高我等名前二切替金銀取引向為引当御差入
被成度段御頼談ニ候得共、相断候處、強而御頼ニ付、去ル天保二卯年
中右金高之内壹万五千兩壹通、四千八百兩壹通、都合御証文式通我等
名前二切替添一札式通、外ニ貴殿之一札相添取引向為引当御差入被
成候處、貴殿約定通り一度も御下ケ金無之、其上我等御公邊引合筋ニ
相成及迷惑、誠ニ取引之貸金其俣ニ取立候、然ル處貴殿追々不融通御
難儀之趣御頼談ニ付、双方に御屋鋪様江御証文御書替相願候處、御承
知御聞届ケニ相成、則前書壹万九千八百兩之内五千五百兩我等名前残
り金壹万四千三百兩外ニ調達金御差加へ壹万五千兩貴殿名前都合御証
文式通今般御書替ニ相成候、依之我等名前ニ書替相成候、五千五百兩
之御証文を以、取引貸金濟方ニ御振向御対談被下、則相濟候處、左之
通

一金式千兩 年賦貸金

一同千兩 家蔵引当貸金

一同千式百三拾四兩 為替取引貸金

三分式朱

一同千兩 元金式千兩去ル寅

十二月に戌十二月迄

閏月共百ヶ月分

月五朱之定

一同三百式拾兩 卯八月に申九月迄

閏月共六拾四ヶ月分

家蔵貸賃月二

五兩之定

一同百拾式兩 申十月に戌十二月迄

閏月共式拾八ヶ月分

月四兩之定

貸金元利

×金五千六百六拾六兩

三步式朱

内

金五千五百兩

但、立花左近将監様へ貴殿に

調達金之内、今般我等名前ニ

切替候御証文壹通御振向

差引ニ相定候

残金百六拾六兩

三分式朱

此不足金用捨仕候

右之通貸金元利差引勘定御対談早々相濟候處、相違無之候、依之先年
差入之立花様御証文壹万五千兩壹通四千八百兩壹通并添一札式通外ニ

貴殿一札忝通、尚又年賦証文忝通家藏証文忝通都合八通差戻し申候、此表無出入早々勘定相済候処、如件

天保十年巳亥二月

炭屋安兵衛[㊦]

元七[㊦]

嶋屋半兵衛殿

吉兵衛殿

立花家は島屋から一万九八〇〇両の資金調達を受けていた。返済については、島屋から炭屋へ一万五〇〇〇両と四八〇〇両の二通の証文に書き替えた。しかし、島屋からたびたび融通が難しいとの相談があった。そのため、炭屋・島屋の双方で立花家の屋敷へ証文の書き替えをお願いしたところ、立花家は承知したため、五五〇〇両は炭屋、一万四三〇〇両は他の調達金を加えた一万五〇〇〇両を島屋の証文に書き替えをした。返済が滞ると対談の機会を設けて、証文の書き替えを行っていたことが分かる。

（2）立花家と島屋の対談

立花家と島屋は江戸藩邸で金銭貸借について対談を行っている。立花家は上屋敷を下谷に一万六二四九坪（写真3参照）、下屋敷を浅草に一万二九七〇坪所有していた⁽⁵⁰⁾。史料13は、島屋の主人と文七が立花家の江戸藩邸において対談した内容を戸谷家側が書き留めたものである。

【史料13】

(51)

立花御屋敷江対談、嶋屋主人并同人手代衆文七殿申口左之通

一元金五千両也 但忝割之利附金

右忝口者大坂表炭屋安兵衛名宛之御証文ニ被成下度由

一元金壹万両也

右者是迄大坂炭屋安兵衛名宛之御証文御渡被為置候處、此度同人[㊦]茂願上候通、嶋屋名宛之御証文ニ御書替被成下置度候、弥御書替被下置候上者、忝割之利分之處、以来ハ五拾両[㊦]之割合ヲ以、頂戴仕様仕度、然ル上者右利分金五百両勿論元金壹万両之内も何程宛毎年御下ケ金御座候様奉願由

一金四千八百両也

右追々利金相嵩候分、先年元金御直し無利足之筈ニ相定置候、此廉御催促不申上候間、右思召ヲ御仁慈之御合方奉願候由

一金壹万五百両也

右元金壹万五千両之分合忝割、去ル卯年[㊦]昨酉年迄七ヶ年之間相嵩候金高二候處、此度元金相直し、嶋屋名前之御証文被下置候上者、初[㊦]御相談御約定之通、御被思召候事済之及場ニ候上者、嶋屋半兵衛御重役様江御目通り被仰付、蒙御慈之御意候上者、於其席速ニ献金仕与申事ニ候由、都而御勘定之儀者御屋敷様御為方ヲ第一相心得忠直之御算勘可申上心得之由ニ御座候

公訴ニ可被成候古証文二通ハ先方江相済、古証文取戻し御屋敷可奉差上候

右嶋屋主人手代衆文七殿両人江及面談候処、前廉之通聊無相違義御座候由、再々念入承り候處、弥以無相違義ニ相聞江候間、此段申上候、以上

表3 戸谷家の立花家への貸出高および返済請取高

	内容	金額	内訳	
I	貸出高（元金）	22,500両	文政3年貸出高（20,000両） 文政9年貸出高（2,500両）	
	利足	20,900両		
	元利合計	43,400両		
II	返済	△5,500両	大坂炭屋安兵衛へ書替	
	貸出高合計	37,900両		
III	小計	△22,900両	天保9年御屋敷へ上ヶ切	
		15,000両	天保9年新規証文に書替、年500両宛年賦取極	
IV	年賦金請取	△1,200両	△200両	天保10年4月請取分
			△100両	天保10年12月請取分
			△100両	天保12年7月11日請取分
			△100両	天保12年12月1日請取分
			△100両	天保13年12月29日請取分
			△50両	天保14年12月29日請取分
			△50両	弘化元年12月30日請取分
			△50両	弘化2年12月29日請取分
			△300両	嘉永元年12月23日請取分
			△100両	嘉永4年2月28日請取分
	△50両	嘉永4年8月1日請取分		
残金	13,800両	金滞高		
V	代官御用金	1,350両	文政9年伊奈友之助様より御預り御用金	
		1,000両	文政9年山本大膳様より御預り御用金	
	合計	2,350両		

（注）「松平出雲守様・立花左近将監様・鍋島紀伊守様・水野越前守様・松平和泉守様御用立金仕訳書上扣」（戸谷家文書132）、「三屋敷江御用立金取調書上下書」（戸谷家文書574）などより作成。

史料13の年代は不明であるが、対談内容は次の通りである。
 (1) 元金五〇〇〇両は一割の利息付。大坂の炭屋安兵衛宛の証文になった。

(2) 元金一万両は炭屋安兵衛の証文を島屋の名前に書き替えた。

(3) 金四八〇〇両は利息が嵩んだ分で元金を見直し無利息に定めた。

(4) 金一万五〇〇両は、元金一万五〇〇両(①+②)の利息一割の積算のことで、毎年の利息一五〇〇両が七分分嵩んだ金高である。

証文を島屋の名前に書き替えた。

島屋は、全ての勘定については、立花屋敷のためを第一に心得、忠直の勘定をすることを立花家に伝えたのであった。

(3) 幕末期の立花家への貸付および返済状況

表3は、戸谷家の立花家への貸出高と返済請取高を示したものである。貸出高は元金が二万二五〇〇両、利足が二万九〇〇両で元利合計は四万三四〇〇両となっている。返済は炭屋に書き替えたものが五五〇〇両のみである。天保九年には、二万二九〇〇両が上ヶ切（借金の棒引き）となり、残りの一万五〇〇〇両が年五〇〇両ずつの年賦返済へ証文書替が行われている。年賦返済については、一〇〇両程度の返済が数回行われたが合計一二〇〇両のみで、残りの一万三八〇〇両は返済滞りとなっている。また、立花家は代官を通して御用金を受け取っており、その額は二三〇〇両であった。このように、立花家は戸谷家から大名貸を受けていたが、返済することがほとんどなかったことが分かる。

明治四年（一八七二）には廃藩置県が行われ、同年七月に明治政府は府県に対して藩債書類の提出を求めた。同年一月に債主などからも証文など証拠書類の写しを添え、返済期限や利息等の取決めを調べて三〇日以内に大蔵省へ申告するように命じた。

【史料14】⁽⁵²⁾（明治六年三月公布）

舊藩負債一般御處分ノ儀年度ノ區別最緊要ノ儀ニ有之、既貸借ノ道天保十四卯年舊幕府ニ於テ、元來相對貸借之分此節限裁許不申付、自今貸出候分ハ、向後濟方奉行所ニ於テ取扱致間敷云々ノ発令ヲ参考シ、右卯年以前ノ部を古債トシテ悉皆棄捐致シ、弘化元辰年ヨリ慶應三卯年迄二十四年間ノ部ヲ中借トシテ無利足五十ヶ年賦、明治元辰年以來ノ部ヲ新借トシテ二十五ヶ年賦三年据置年四朱ノ利ト定メ、古・中・新ノ區別三種ニ相立可然哉ノ事。

但新借利息勘定ノ儀ハ従前滞相成候月ヨリ本文規則ノ通渡方ノ積。

史料14では、第一に天保一四年（一八四三）以前の藩債は古債として破棄する。これは、旧幕府が天保一四年に出した棄捐令を参考にしたものである。第二は、弘化元年（一八四四）から慶應三年（一八六七）までの二四年間の藩債は、中債として無利息五〇年賦で償還とする。第三は、明治元年から同五年までの藩債は、新債として四朱利付、三年据置二五年賦で償還する、としている。

柳河藩では、公債引き受け分は、一九万六二二六円で、削除分は四万八九六七円であった⁽⁵³⁾。大部分が削除されており、この中に戸谷家が大名貸した金も含まれているものと考えられる。

おわりに

以上、近世後期を中心に戸谷家（島屋吉兵衛）の柳河藩立花家への大名貸について検討した。本稿の課題に即して論点整理をし、残された課題を提示したい。

文化・文政期の立花家への貸付については、戸谷家は数千両の資金調達を行っていた。また、立花家は大坂蔵元から二万両の大名貸を受けていた。立花家は資金調達の窓口を変えているだけで、返済については戸谷家が引き受けていた。

次に、戸谷家と立花家の借用に関する交渉については、返済の滞りが見られると、立花家の江戸屋敷において対談を行い、書状を交わしている。しかし、書状で返済についての取り決めや証文の書き替えを行っても、立花家からは少額の返済しか行われず、戸谷家にとっては貸出高が増えていくばかりであった。

天保期から明治初年までの返済状況については、表3に示した通りで、貸出に対する返済はわずかであった。一方、立花家は大坂や長崎の商人から大名貸を受けていたことが分かっている⁽⁵⁴⁾。立花家にとって戸谷家は江戸屋敷の資金調達先として位置付けられていたと考えられる。なお、戸谷家文書には、立花家が他の商人からの借用高などの記載は見られない。戸谷家が立花家の全ての借用高をどの程度把握していたのか気になるところである。

今後の課題としては、立花家側の史料から藩財政や大名貸について分析すること、戸谷家が大名貸をしている他の大名と立花家の比較検討が必要である。

註

- (1) 島崎隆夫「商人意識の一考察―北関東一在郷商人（武蔵国児玉郡本庄宿戸谷家）の家訓を中心として」（『三田学会雑誌』第四八巻二号、一九五五年）。
- (2) 兼子順「関東における地方商人の江戸進出―本庄宿中屋戸谷半兵衛家の経営実態とその展開―」（『埼玉県史研究』第二七号、一九九二年）、同「山道本庄宿戸谷（中屋半兵衛）家所蔵の俳諧一枚摺」（『文書館紀要』第二七号、二〇一四年）。
- (3) 『本庄市史』通史編1（本庄市、一九八六年）。
- (4) 『新編埼玉県史』通史編3（埼玉県、一九八八年）、『新編埼玉県史』資料篇16産業7（埼玉県、一九九〇年）。
- (5) 『戸谷家文書目録』（埼玉県立文書館、二〇一二年）。なお、「戸谷家文書」（八〇六五点）は埼玉県立文書館に寄託されており、平成二五年の目録刊行と同時に公開している。
- (6) 伊藤昭弘『藩財政再考』（清文堂出版、二〇一四年）、同「佐賀藩と鹿島清兵衛」（『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』第八号、二〇一四年）。
- (7) 高槻泰郎『近世米市場の形成と展開』（名古屋大学出版会、二〇一二年）、同「幕藩領主と大坂金融市場」（『歴史学研究』第八九八号、二〇一二年）、同「近世中後期大坂金融市場における「館入」商人の機能」（『日本史研究』第六一九号、二〇一四年）、同「近世期市場経済の中の熊本藩―宝暦改革期を中心に」（『稲葉継陽・今村直樹編著『日本近世の領国地域社会―熊本藩政の成立・改革・展開』吉川弘文館、二〇一五年）。
- (8) 永峯信孝「近世後期における岡山藩財政の考察」（岡山藩研究会編『藩世界と近世社会』岩田書院、二〇一〇年）、杉本精宏「尾張藩財政と尾張藩社会」（清文堂出版、二〇一一年）、拙稿①「一八世紀における三井家の大名貸―笠間藩牧野家を事例として―」（『論集きんせい』第三三三号、二〇一一年）、拙稿②「近世後期三井家の笠間藩牧野家への大名貸」（『史海』第六〇号、二〇一三年）、柴多一雄「近世前期福岡藩における財政政策の転換―貞享4年新高撞廃止の意義―」（『経営と経済』第九〇巻第一・二号、二〇一〇年）、同「元禄享保期における大村藩財政」（『東南アジア研究年報』

- 第五六集、二〇一五年）、金森正也「大坂留守居役と館入―天保飢饉前後の秋田藩と大坂―」（『秋大史学』第六〇号、二〇一四年）、福元啓介「文化・文政期における鹿児島藩の藩債整理―鴻池との関係を中心に―」（『論集きんせい』第三八号、二〇一六年）など。
- (9) 望月良親「近世後期における松代八田家と松代藩財政」（渡辺尚志・小関悠一郎編『藩地域の政策主体と藩政』岩田書院、二〇〇八年）、野尻泰弘「近世日本の支配構造と藩地域」（吉川弘文館、二〇一四年）、北村厚介「川越藩文政改革における領主手限組合と関東取締出役」（『関東近世史研究』第七八号、二〇一六年）、拙稿③「松代藩御用商人八田家の金融―文化・文政期を中心に―」（『荒武賢一朗・渡辺尚志編『近世後期大名家の領政機構』岩田書院、二〇一一年）、拙稿④「松代藩八田家の産物会所運営―天保期を中心に―」（渡辺尚志編『藩地域の村社会と藩政』岩田書院、二〇一七年）。
- (10) 高山慶子「江戸町名主の金融―大伝馬町名主馬込勘解由を事例として」（『史学』第七七号、二〇〇八年）、同「江戸町名主の社会的地位」（志村洋・吉田伸之編『近世の地域と中間権力』山川出版社、二〇一一年）。
- (11) 小林延人「幕末維新期の貨幣経済」（『歴史学研究』第八九八号、二〇一二年）、同「明治維新期の貨幣経済」（東京大学出版会、二〇一五年）、逸見喜一郎・吉田伸之編『両替商銭屋佐兵衛』（東京大学出版会、二〇一四年）。
- (12) 田中康雄「寛政期における江戸両替商の経営―播磨屋新右衛門家の場合―」（『三井文庫論叢』第三号、一九六八年）一〇二・一〇三頁。
- (13) 兼子順「関東における地方商人の江戸進出―本庄宿中屋戸谷半兵衛家の経営実態とその展開―」（前掲註2）。
- (14) 藤野保「新訂幕藩体制史の研究」（吉川弘文館、一九七五年）。
- (15) 中野等『立花宗茂』（吉川弘文館、二〇〇一年）、柳川市史編集委員会編『近世大名立花家』（柳川市、二〇一二年）。
- (16) 作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』（未来社、一九六一年）一四七・一四八頁。
- (17) 大石学編『近世藩制・藩校大事典』（吉川弘文館、二〇〇六年）。
- (18) 日比佳代子「柳川藩評定所の設立と機能」（『日本歴史』第六〇九号、一九九九年）七六頁。

- (19) 高橋貞一「富士谷家〔柳川藩主立花左近將監家用達呉服商〕文書」(『仏教
大学研究紀要』第五五号、一九七一年)、穴井綾香「史料紹介 富士谷家文
書「立花家歴代藩主書状」について」(『九州文化史研究所紀要』第五一
号、二〇〇八年)、同「富士谷家文書「八代記」について」(『九州文化史
研究所紀要』第五三号、二〇一〇年)。
- (20) 杉森哲也「呉服所と京都―秋田藩を事例として―」(『年報都市史研究』第
七号、山川出版社、一九九九年)、千葉拓真「一七世紀後半における飯田藩
と京都―飯田藩覚書から―」(『飯田市歴史研究所年報』第一二号、
飯田市教育委員会、二〇一四年)。
- (21) 中野等「立花宗茂」(前掲註15) 一三三頁。
- (22) 松下志朗「柳川藩初期の検地と石高」(『経済学研究』第四九卷四・五・六
合併号、九州大学経済学会、一九八四年)、同「石高制と九州の藩財政」(九
州大学出版会、一九九六年)。
- (23) 藤野保「新訂幕藩体制史の研究」(前掲註14) 七八七頁。
- (24) 柳河藩の長崎蔵屋敷は浦五島町(長崎市)に設置した。
- (25) 小山幸伸「幕藩制下における商人資本と藩権力」(藤野保先生還暦記念会
編『近世日本の社会と流通』雄山閣、一九九三年) 三六七頁。
- (26) 「町人考見録」(『近世町人思想』岩波書店、一九七五年)。
- (27) 「町人考見録」(前掲註26)。
- (28) 佐々木潤之介『日本の歴史15 大名と百姓』(中央公論社、一九六六年)、
森泰博『大名金融史論』(大原新生社、一九七〇年)。
- (29) 拙稿⑤「三井家の発展と大名貸―延岡藩牧野氏を事例として―」(『宮崎県
地域史研究』第二四号、二〇〇九年) 四六頁。
- (30) 中川すがね『大坂両替商の金融と社会』(清文堂出版、二〇〇三年)。
- (31) 「借用申金子之事」(戸谷家文書一〇二〇)。
- (32) 「覚(金二〇〇〇両証文一通請取ニ付)」(戸谷家文書一〇二七)。
- (33) 「差入申一札之事」(戸谷家文書一〇一六)。
- (34) 「差入申一札之事」(戸谷家文書一〇一四)。
- (35) 「借用申金子之事」(戸谷家文書一〇三三)。
- (36) 「覚(利金請取ニ付)」(戸谷家文書一〇三三)。
- (37) 『新訂寛政重修諸家譜』第九一二七頁。
- (38) 「覚」(戸谷家文書一〇三三)。
- (39) 「立花左近將監借入金返済証文・規定証文・規定対談取極一札」(戸谷
家文書六八四)。
- (40) 「規定対談取極入置申一札之事(大坂蔵元運送下金并国元下金渡可申二
付)」(戸谷家文書一八三九)。
- (41) 「規定証文之事」(戸谷家文書一八三〇)。
- (42) 市川寛明「大名藩邸と江戸の都市経済」(竹内誠編『近世都市江戸の構造』
三省堂、一九九七年) 七八頁。
- (43) 飯島千秋「近世中期における幕府公金貸付の展開」(『横浜商大論集』第一
八巻第二号、一九八五年)、太田尚宏「幕府代官伊奈氏と江戸周辺地域」(岩
田書院、二〇一〇年)。
- (44) 西沢淳男編『江戸幕府代官履歴辞典』(岩田書院、二〇〇一年) 一七七頁。
- (45) 「入置申一札之事(金六〇〇両柳川家滞金引受返済ニ付)」(戸谷家文書一
〇一八)。
- (46) 竹内誠「寛政改革の研究」(吉川弘文館、二〇〇九年) 四〇三頁。
- (47) 小山幸伸「幕末維新期長崎の市場構造」(御茶の水書房、二〇〇六年)。
- (48) 長野暹「幕末期における「藩」国家論の一考察―柳河藩士三善庸礼著「御
国家損益本論」について」(『佐賀大学経済論集』第一七号、一九八五年)。
- (49) 「一札之事」(戸谷家文書一〇三六)。
- (50) 『諸向地面取調書(二)』(汲古書院、一九八二年)、『台東区史』通史編II
(台東区役所、二〇〇〇年)。
- (51) 「立花家借入金一件対談書上」(戸谷家文書五九三九)。
- (52) 「藩債處分録」(『明治前期財政経済史料集成』第九巻、改造社、一九三
三) 一四頁。
- (53) 「藩債處分録」(前掲註52)。
- (54) 小山幸伸「幕末維新期長崎の市場構造」(前掲註47)、安藤保「石本平兵衛
と御勘定所御用達」(『史淵』第一四二号、二〇〇五年)。

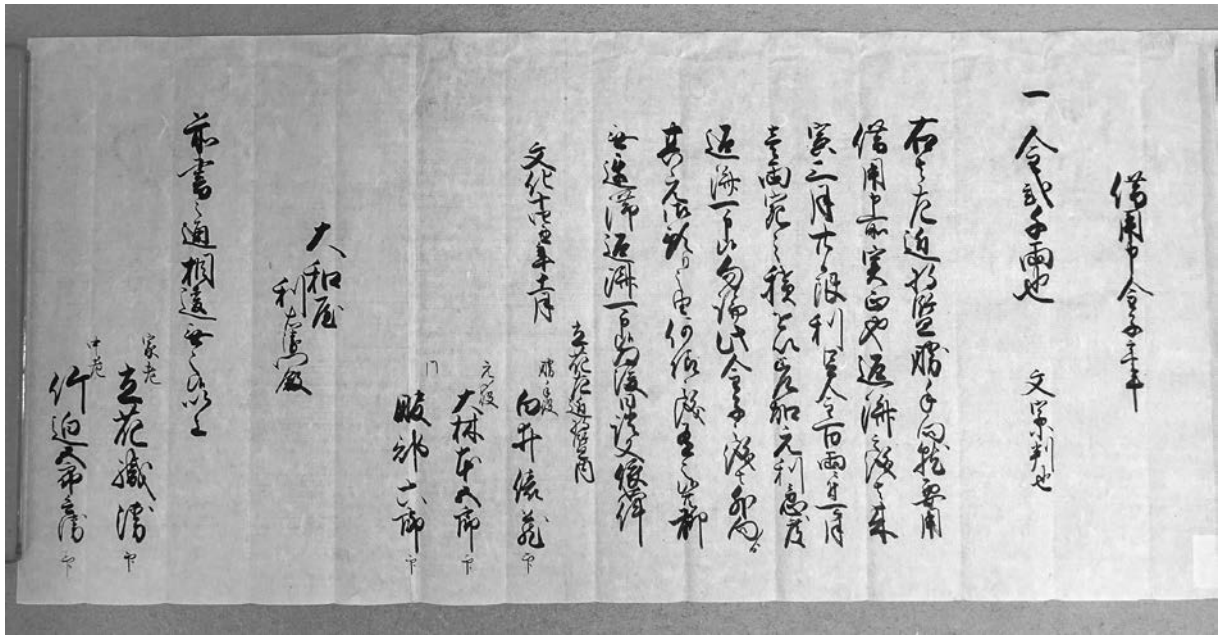


写真1 大和屋利右衛門からの借用証文（写）（戸谷家文書 No.1020）

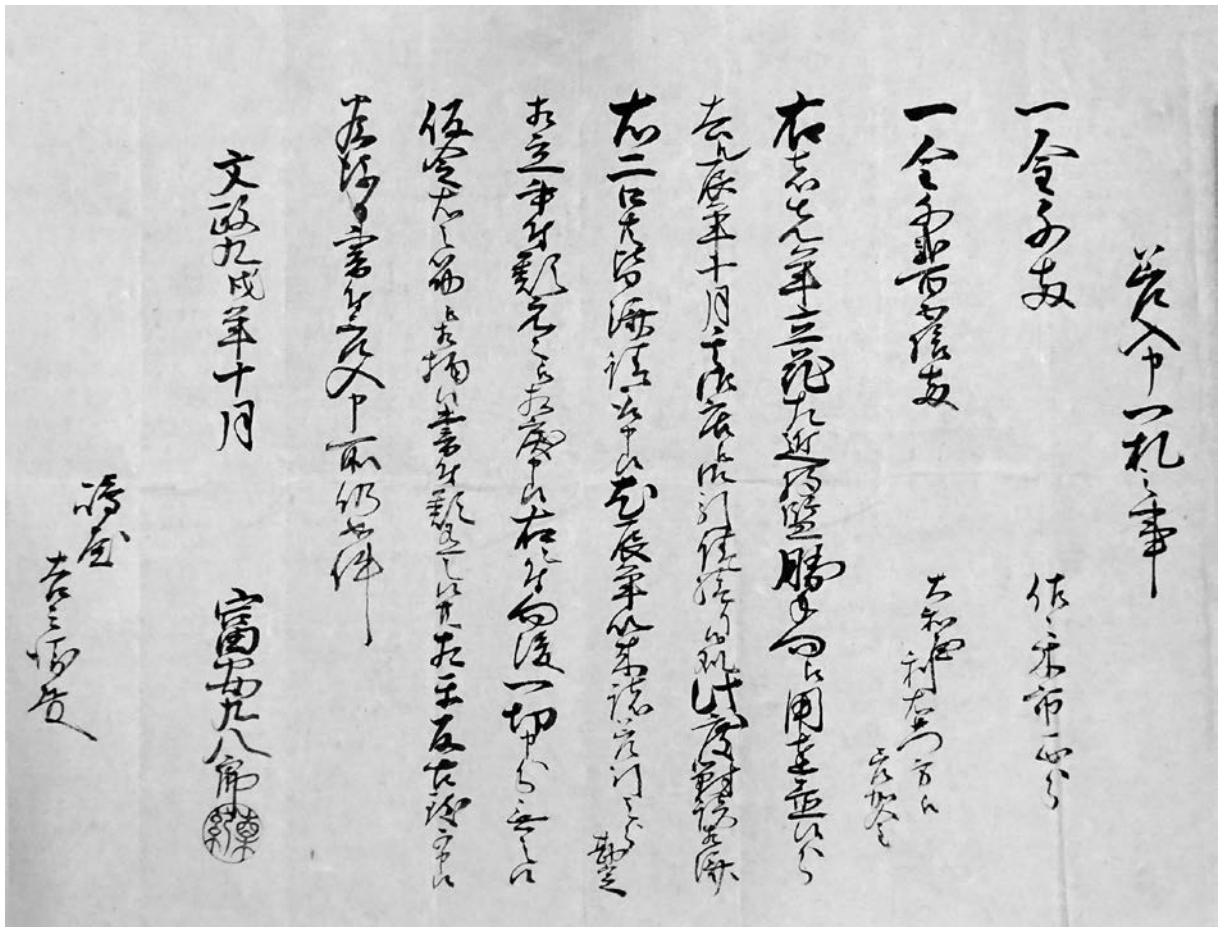


写真2 立花家家臣から戸谷家（島屋）に宛てた書付（戸谷家文書 No.1014）

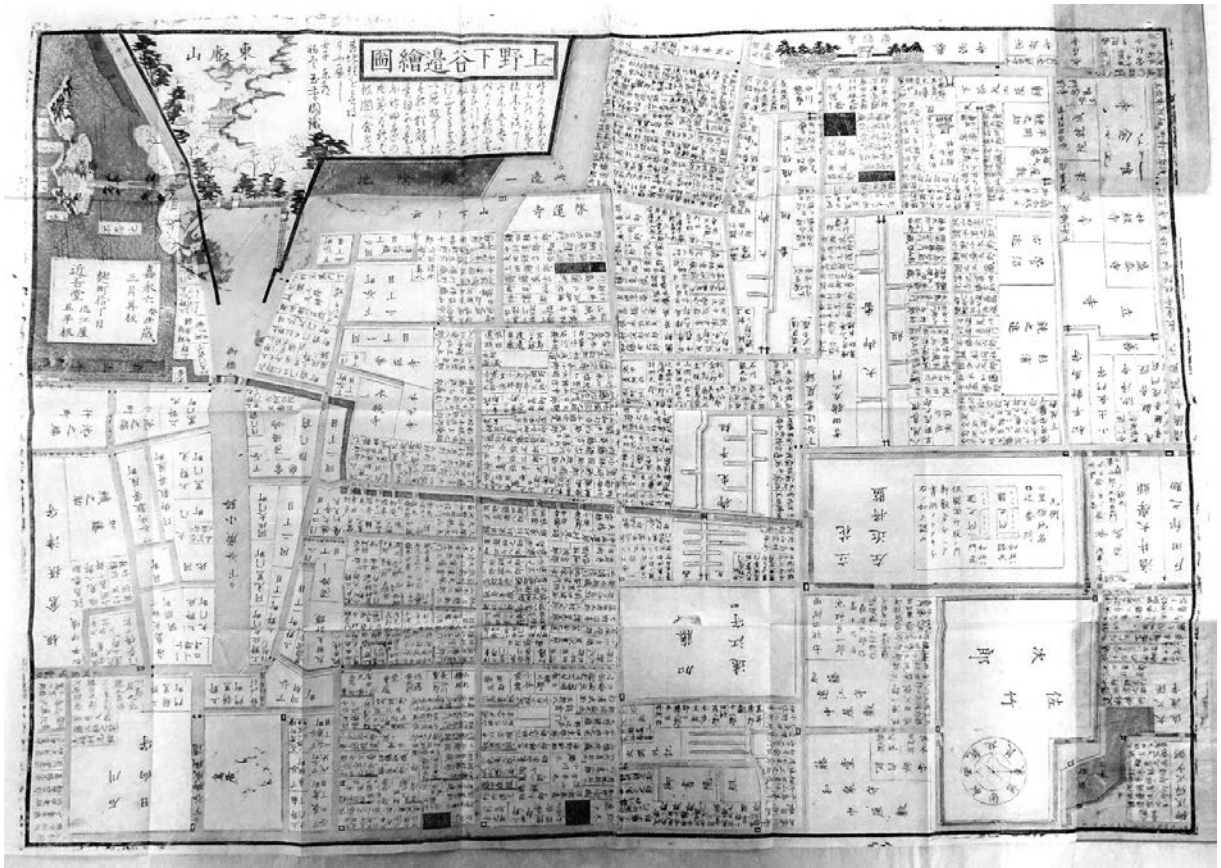
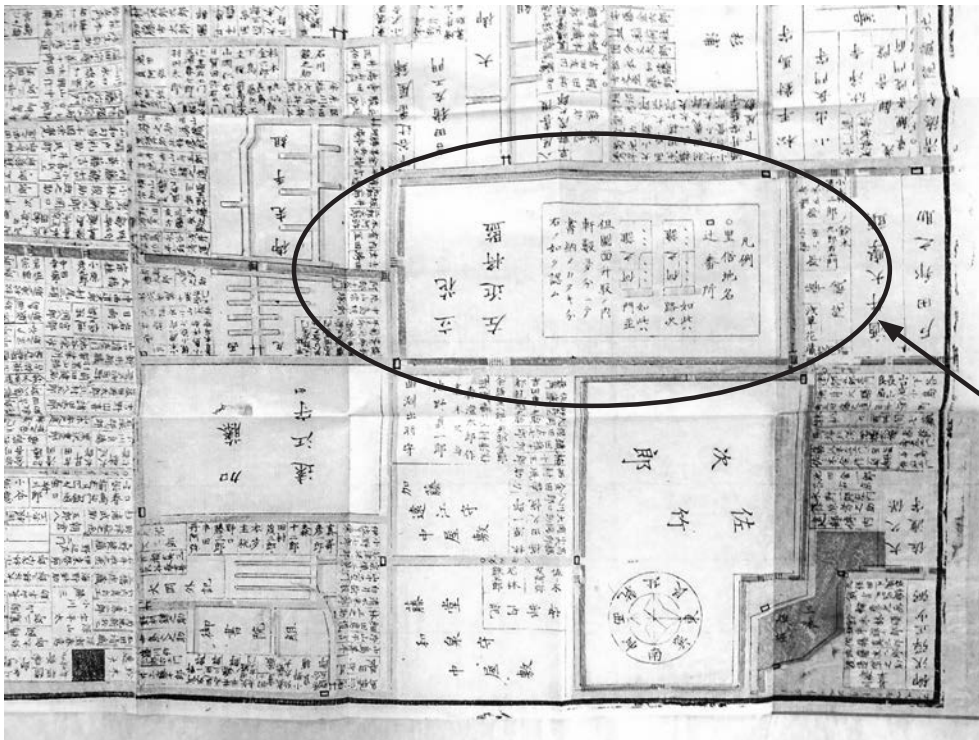


写真3-1 上野下谷周辺切絵図 (安部家文書 No.472)



立花左近将監
下屋敷

写真3-2 立花左近将監下屋敷拡大図 (安部家文書 No.472)

表4 戸谷家文書目録(柳河藩立花家関係)

	文書番号	年代	月	日	表題	差出	宛先
1	1020	文化14	11	—	借用申金子之事(金2000両)	立花左近将監内勝手役白井俵蔵外2名	大和屋利右衛門
2	1032	文化14	12	—	借用申金子之事(金5000両)	立花左近将監勝手方兼帯白井俵蔵外3名	丸屋藤兵衛
3	684	文政3	8	—	[立花左近将監借借金返済証文・規定証文・規定対談取極一札]	炭屋猶代判嘉兵衛外2名	嶋屋吉兵衛
4	1830	文政3	9	—	規定証文之事(勝手向出金被下大坂運送金指下相済ニ付)	立花左近将監内清田幸十郎外1名	島屋吉兵衛
5	1839	文政3	9	—	規定対談取極入置申一札之事(大坂蔵元運送下金并国元下金渡可申ニ付)	立花左近将監内清田幸十郎外1名	島屋吉兵衛
6	1022	文政3	10	22	差上申一札之事(勝手向調達方嶋屋吉兵衛方より拝借金返納可仕ニ付)	立花左近将監内白井俵蔵	佐々木市正内
7	1869	文政3	10	—	差上申一札之事(立花左近将監借借金返金被頼ニ付)	嶋屋吉兵衛	佐々木市正役人
8	1870	文政3	10	—	差上申一札之事(立花左近将監借借金返金被頼ニ付)	嶋屋吉兵衛	佐々木市正役人
9	1018	文政3	11	8	入置申一札之事(金600両柳川家滞金引受返済ニ付)	川嶋平右衛門手代名和伴六外1名	嶋屋吉兵衛代市右衛門
10	779-1	文政6	8	26	[勝手方出精ニ付新知100石宛行状]	鑑賢	嶋屋半兵衛後見戸谷半兵衛
11	1863	文政6	9	—	御約定申金子一札之事(金子借用并5ヶ年賦返済約定ニ付)	白井俵蔵	嶋屋吉兵衛
12	1016	文政9	4	—	差入申一札之事(富安九八郎借金証文見当り兼ニ付)	大和屋利右衛門	嶋屋吉兵衛
13	1014	文政9	10	—	差入申一札之事(立花左近将監勝手向用達金皆済請取ニ付)	富安九八郎	嶋屋吉兵衛
14	776	文政10	5	6	[加増且倅常三郎新知宛行ニ付申渡]	左近鑑賢	戸谷半兵衛
15	1811	文政10	5	6	[勝手方出精為褒美100石加増且倅常三郎新地宛行ニ付]	左近鑑賢	戸谷半兵衛
16	362	文政10	—	—	証抛物写(勝手向入金調達)(~天保3年)	立花万寿丸家来宮地八十五郎父厄介[宮地]弥右衛門頼ニ付惣五郎	
17	129	文政11	—	—	[立花右近将監・松平出雲守・鍋島紀伊守・水野越前守・松平和泉守格御用立金明細](~嘉永2年)		
18	5961	[嘉永]			[立花左近将監御用金一件書付]		
19	5962	[文政]			[立花左近将監御用立金一件書]		
20	5965	[文政]			[立花左近将監御用立金一件書上]		
21	374	[天保7]	—	—	川岸下書([宮地]弥右衛門事高齋・立花家用立金不正一件ニ付)	室町老丁目	
22	1019	天保10	2	—	一札之事(立花左近将監調達金返済済約定ニ付下書]	炭屋安兵衛	嶋屋半兵衛外1名
23	1036	天保10	2	—	一札之事(立花左近将監貸金元利差引勘定相済ニ付)	炭屋安兵衛外1名	嶋屋半兵衛外1名
24	804	天保10	3	—	年賦証之事(反故)	立花左近将監内元締役江崎市兵衛	
25	3933	天保10	3	—	年賦証之事(金15000両30年賦返済ニ付)	立花左近将監内元締役江崎市兵衛外1名	戸谷半兵衛外1名
26	1023	天保10	4	14	覚(金5000両の証文1通請取ニ付)	立花左近将監内松吉茂左衛門	嶋屋文七外1名
27	1028	天保10	8	5	覚(金子請取ニ付)	大和屋利右衛門	嶋屋半兵衛
28	842	弘化3	⑤	—	証文写(松平出雲守・立花左近将監・鍋島紀伊守借用証文写)	大熊善太郎手代坂本柳左衛門外1名	
29	552	弘化3	—	—	おほえ(立花左近将監・松平出雲守・鍋島紀伊守御用達金書上)	戸谷	
30	144	[安政]	—	—	御用金上納帳(松平出雲守・鍋島伊賀守・立花左近将監御用金遅納高)	戸谷	
31	132	明治4	12	18	松平出雲守様・立花左近将監様・鍋島紀伊守様・水野越前守様・松平和泉守様御用立金仕訳書上扣	戸谷半兵衛	群馬県役所
32	242	明治4	12	18	乍恐以書付奉申上候(旧藩御用立金有無取調ニ付)	支配所本庄宿百姓戸谷半兵衛外1名	群馬県役所
33	582	明治4	12	18	松平出雲守様・立花左近将監様・鍋島紀伊守様・水野越前守様・松平和泉守様御用立金仕訳書上扣	支配所本庄宿百姓戸谷半兵衛外1名	群馬県役所
34	503-2	明治4	12	—	[旧諸藩御用立金証文并利分取調差出旨ニ付](下書)	支配所本庄宿百姓戸谷半兵衛外1名	群馬県役所
35	503-6	明治4	12	—	[立花左近将監御用立金取調書上]		
36	503-7	明治4	12	—	[立花左近将監御用立金取調書上]		
37	503-13	明治4	12	—	[立花外4名用立金書上](朱書)		

	文書番号	年代	月	日	表題	差出	宛先
38	575	明治4	12	—	松平出雲守様・立花左近将監様・鍋島紀伊守様・水野越前守様・松平和泉守様御用立金証書書上控	支配所本庄宿百姓戸谷半兵衛外1名	群馬県役所
39	1027	丑	3	19	覚(金2000両証文1通請取二付)	立花左近将監内大迫吉次郎	嶋屋吉兵衛
40	1017	寅	6	15	覚(清水箱預り金之内500両借用二付)	富安九八郎	嶋屋吉兵衛
41	1848	卯	3	25	覚(金子時借二付)	富安九八郎	伝兵衛
42	1849	卯	4	16	覚(金子請取二付)	富安九八郎	嶋屋吉兵衛
43	1852	卯	4	16	覚(金500両請取二付)	富安九八郎	嶋屋吉兵衛
44	1865	巳	正	8	覚(金40両受取二付)	白井俵蔵	覚兵衛
45	1864	巳	正	9	覚(金150両受取二付)	白井俵蔵	嶋屋覚兵衛
46	1819	巳	10	晦	覚(金100両受取二付)	白井俵蔵	
47	194	申	6	—	御用金上納仕訳書上帳控(松平出雲守・福島紀伊守・立花左近将監御用達金二付)	本庄宿戸谷半兵衛	
48	1015	—	正	27	覚(証文3通請取二付)	柳河役所	嶋屋吉兵衛
49	5940	—	7	19	[立花家一件二而上野本覚院迄越被下度二付書状]	高勝寺	嶋屋文七
50	5948	—	8	3	[立花家一件高勝寺直談被申度筋二付書状]	室町嶋屋文七	高勝寺内大川小十郎
51	5941	—	8	6	[立花家目通日延二付書状]	高勝寺内大川小十郎	嶋屋市右衛門外1名
52	5937	—	8	10	[立花様重役江面談被申度儀有之二付書状]	大川小十郎	嶋屋市右衛門外1名
53	6549	—	9	28	[柳川様掛合二付書状]	嶋屋弥右衛門	旦那
54	1822	—	10	25	[借入金返済仕度二付書状]	白井俵蔵	利介外1名
55	3355	—	11	9	乍恐以書付奉申上候(立花左近将監御用金元利返済吟味二付)(下書)	文七外4名	奉行
56	6515	—	12	11	[柳河一条之儀外二付書状]		
57	574	—	—	—	三屋敷江御用立金取調書上下書(立花左近将監・松平出雲守・鍋島紀伊守)		
58	1820-1	—	—	—	[立花左近将監借金示談証文紛失二付書状](下書)		
59	1820-2	—	—	—	[立花左近将監借金示談証文紛失二付書状](下書)		
60	1823	—	—	—	為取替書之事(柳川用達金証文書替二付)		
61	1853	—	—	—	[富安九八郎印鑑覚]		
62	1854	—	—	—	[富安九八郎利金覚]		
63	1855	—	—	—	年賦証文(立花家用達金20ヶ年賦二付)(下書)	嶋屋吉兵衛外2名	
64	4134	—	—	—	[立花左近将監借入金3000両返済時期等覚書]		
65	4666	—	—	—	[柳川家・鍋島家炭夷一条迄巨細二被仰聞答二付書状]	和兵衛外1名	戸谷主人外1名
66	5939	—	—	—	[立花家借入金一件対談書上]		
67	779-2	—	—	—	[立花家家臣名書上]		

丸囲みの月は閏月を示す。